

学校いじめ防止基本方針

矢板市立乙畑小学校

矢板市立乙畑小学校いじめ防止基本方針

<はじめに>

「いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。」という国の指針を重く受け止め、いじめに関する問題は最重要課題の一つとして対応していく。その際、校内体制をしっかりと構築、組織的に対応し、未然防止・早期発見、早期解決を目指す。また、被害児童を守り通すことを最優先にしながら、同時に加害児童の人的な成長を促すような指導にも努める。

これらを踏まえ、学校教育目標「進んで学ぶ子・思いやりのある子・健康で体力のある子」の具現化をめざし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に元気よく取り組むことができるようにしていく。

1 基本的な考え方

<いじめの定義> いじめ防止対策推進法第2条第1項より

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、上記の定義を踏まえ、全ての教職員が、「いじめは、被害者、加害者、傍観者と立場を変えながら、どの児童にも、いつでも、どこでも起こりうるものである」という共通認識のもとに、児童一人一人の小さな変化を見逃さず、早期発見・未然防止に努め、情報を保護者を含む関係者で共有しながら、学校一丸となって組織的に対処することで、いじめのない学校づくりに向けて取り組む。

また、いじめ防止等の対策のための組織である「学校いじめ・不登校対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり、いじめを許さない集団づくり」を目指す。

特に、重大事態が発生した場合には、矢板市教育委員会に報告し、関係諸機関と連携を図りながら、一体となって対処する。

本基本方針には、「乙畑小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員は、その計画に基づいて基本方針の実践に努めていく。

2 組織的な対応に向けて

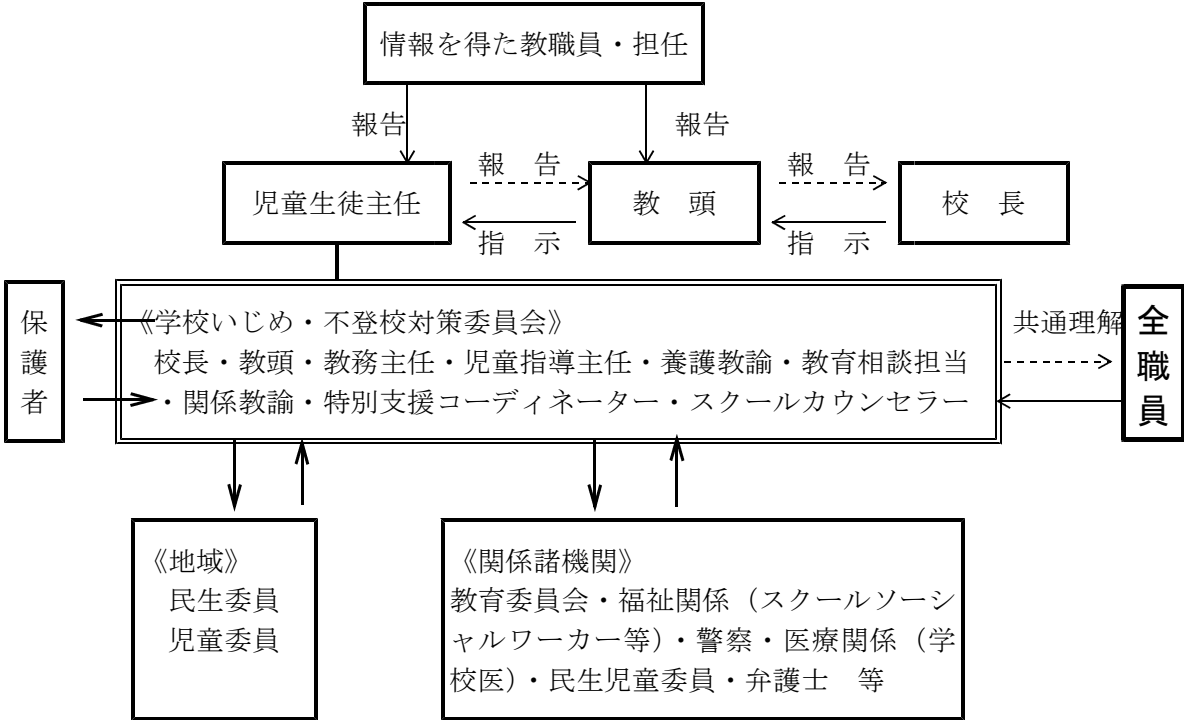
- 「学校いじめ・不登校対策委員会」を組織し、未然防止に向けた対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けて組織的に対応する。
- 学校の特定の教職員が情報を抱えず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、道徳教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

3 校内体制の構築 ～いじめ防止対策推進法第22条より～

本校で、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、学校長を委員長として「学校いじめ不登校対策委員会」が中心となり、いじめの未然防止、早期発見、事案対処等に学校全体で取り組む。

＜学校いじめ・不登校対策委員会＞の構成員
 校長・教頭・教務主任・児童指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任・関係教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー
 （※学年主任 現時点で本校は単学級）
 ※状況に応じて関係諸機関との連携 → 教育委員会・福祉関係（スクールソーシャルワーカー等）・警察・医療関係（学校医）・民生児童委員・弁護士 等

＜いじめ等問題発生時の体制＞



*相談窓口を教頭とする。
 （原則とし、実際の保護者からの相談は学級担任が最初に受ける場合も考えられる。）

*必要に応じ、ケース会議を行う。
 方針が確定後、定期的に様子を確認し、それに応じた方向性をその都度検討・確認するために設ける。
 〈構成員〉
 校長・教頭・教務・関係教諭・児童指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭

4 いじめの防止等の基本的施策

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を養うことを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成する。また、学習指導主任や道徳教育推進教師と連携し、いじめに関連する内容項目の道徳の授業を展開したり、日常的な生活場面において「とちぎの子どもたちへの教え」を活用したりして、道徳的心情や判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成を図る。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、学級、各教科で「集団づくり」や「授業づくり」に努め、帰属意識、規範意識の高い学級づくりを行い、

開発的・予防的な児童指導を推進し、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。

- 学級活動や学校行事等において、自己決定の場を設けたり異年齢集団による交流を行ったりすることで、集団の一員としての自覚や互いを認め合えるような望ましい人間関係を築く力を育てる。
- 朝の会や帰りの会を活用し、期間を決めていじめについて一人一人が考える時間を設ける。
(例：資料を読み感想を書く。校内で標語を作成する。)
- 学校教育全体で人権教育を推進し、自他の人権を認め合うとともに、友達の思いを共感的に受け止めることができる豊かな感受性や、仲間と協力していじめをなくそうとする実践力を育成する。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて (アセスメント・状況把握)

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを、教職員一人一人が強く認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめの可能性を疑い、軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- 定期的なアンケートや教育相談、個人懇談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

(3) いじめの早期解決及びいじめ予防に向けて

- いじめが疑われる場合には速やかにいじめの事実関係を明らかにするための調査を行い、必要とあれば学校いじめ・不登校対策委員会を開催する。
- いじめられている児童や保護者の立場になって対応する。また、二度と被害を受けないように守り、支援していくことを約束し、必要な情報を適切に提供する。
- いじめの疑いがあることを認識し、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思込むことなく、組織的・継続的に対応する。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、速やかに所轄警察署と連携をとり、調査にあたる。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力して、いじめの解決に向けて取り組めるようにする。
- 事後も、いじめられていた児童及びいじめていた児童と、双方の家庭の継続的観察を行い、人間関係の改善に努める。
- 加害・被害の児童だけでなく、周囲の児童に対しても自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず自分たちでいじめの問題を解決する力を育

成する。

(4) 相談体制の整備

- 日頃から、学級担任を中心として児童の様子を観察し、日常的な情報交換と情報の共有に努め、教育相談を進んで行うようにする。
- 養護教諭を窓口として、スクールカウンセラーとの相談を児童、保護者が定期的に行えるようにする。
- 保護者の相談にも対応できるよう、学校へのいじめ等の相談方法や窓口を整え、保護者に周知する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 道徳や特別活動等を利用し、情報発信による他人や社会への影響や、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味など、情報モラルについて指導し、児童に正しい情報活用能力を身に付けさせる。
- インターネット上にある SNS の掲示板、電子メール、その他の方法による誹謗中傷などのいじめに関する問題について、学校だよりや PTA 学習会などを通じて児童、保護者に啓発を行う。

5 重大事態への対応 いじめ防止対策推進法第 28 条

<重大事態の定義>

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な被害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

- 児童や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあったとき。
申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

- 重大事態の報告
重大事態が発生した場合は、その旨を速やかに市教育委員会に報告する。
- 重大事態の調査組織の設置
重大事態の調査を学校が主体となって実施する場合は、市教育委員会と連携を図り、「学校いじめ・不登校対策委員会」を速やかに設置する。
- 調査の実施
<学校を調査主体とした場合>
 - 1 学校は、直ちに市教育委員会に報告する。
 - 2 学校は、市教育委員会の指導・支援の下、「学校いじめ・不登校対策委員会」を設置する。
 - 3 学校は、「学校いじめ・不登校対策委員会」で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

- 5 学校は、調査結果を市教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

学校は、市教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

○ 再発防止の措置

上記調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止のため、教育委員会からの指導・助言等を受け、適切な措置を講じる。

【いじめ等問題発生時の体制】※3ページ参照

6 校内研修

○ いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- ・ 児童指導連絡会議（毎週金曜日）：児童指導に関する情報交換。
- ・ 職員会議：児童指導に関する情報交換
- ・ 現職教育：児童支援会議（3回における支援を要する児童についての児童理解）
- ・ 現職教育：ICT研修・人権教育研修・道徳教育研修

※「いじめ対応ハンドブック」（2019 3月栃木県教育委員会）を適宜、研修の中で活用を図っていく。

7 いじめ防止等の取組の評価

実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、**学校評価の項目の中にいじめに関する項目を設け、点検をし、必要に応じて見直し、改善する。**（PDCAサイクルの実行を含む）

乙畑小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) 学校いじめ・不登校対策委員会

① いじめ等問題の未然防止・早期発見、事案対処等のための委員会を組織する。

ア 委員

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任・関係教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー

(※学年主任 現時点で本校は単学級)

※状況に応じて関係諸機関との連携 → 教育委員会・福祉関係（スクールソーシャルワーカー等）・警察・医療関係（学校医）・民生児童委員・弁護士 等

イ 実施する取組

<未然防止対策>

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・6月と11月を教育相談強化月間とし、心のアンケートを実施
- ・「いじめ0運動」の実施といじめ防止に関する啓発
- ・人権週間の設置
- ・Q-U調査の実施と結果分析
- ・校内研修の計画、実施
- ・支援を要する児童への支援策検討、実施
- ・朝会や集会活動、PTA 研修会等を利用した、校長や児童指導主任によるいじめ防止等に関する講話

<早期発見対策>

- ・定期アンケート実施と結果分析
- ・情報交換による児童の状況把握と情報の共有
- ・いじめ防止のためのチェックリストを作成・実施

ウ 取組の改善

学校評価にいじめに関する項目を盛り込み、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかを確認し、実効あるものに改善を図る。

② いじめが起きたとき、いじめが疑われる事案が発生したとき

ア 委員 学校いじめ・不登校対策委員会を中心に全職員で対応

イ 実施する取組

<調査方針、分担等の決定>

- ・目的の明確化
- ・優先順位の決定
- ・関係児童への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡
- ・市教育委員会への報告
- ・関係諸機関への報告（必要に応じて 警察、ソーシャルワーカー、医療関係等）

<指導方針の決定、指導体制の確立>

- ・学年への指導支援
- ・被害者、加害者への指導支援
- ・学級への指導支援

- ・ 保護者との連携
 - ・ 市教育委員会との連携
 - ・ 関係諸機関との連携
 - ・ 地域との連携（区長、民生児童委員等）
- (2) 校内研修
- ・ いじめに関する校内研修を実施し、未然防止に向けた意識の向上、即時対応ができるようになる。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

いじめ問題についての評価を実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめが起こらない学校づくり

- ・ 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中に、いじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的・計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方を自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払うようにする。
- ・ 人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分で人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・ 広報誌「きらり乙畑っ子」等人権に関する活動の紹介や学年 PTA 等において、保護者を対象とした啓発を実施し、人権感覚を高めていく機会とする。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」や「行動計画」を HP やたより等を通して保護者や地域に周知する。

(3) 指導上の留意点

- ・ いじめられる側にも問題があるという認識は絶対にならないようにする。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童生徒に対しては、障害を踏まえた児童理解に努め、適切に指導する。

(4) ネットいじめへの対応

- ・ 携帯電話、スマートフォン等は、校内への持ち込みや使用を禁止する。
- ・ 学級活動等を活用して、情報機器の適切な使用法や情報モラルについて指導する。
- ・ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に使用ができるよう啓発に努めるとともに、「親子情報モラル教室」など高学年の保護者も講習会に参加できる機会を設ける。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ・ 些細な徴候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ・ 定期的に教育相談の時間を設けて、児童が気軽に相談できるような雰囲気づくりに努め、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活が送れるよう配慮する。
- ・ 毎週金曜日に児童指導に関する情報交換会（児童指導連絡会議）を開催し、気になる児童の情報を共有し、組織的な対応に努める。
- ・ SCとの連携を図り、情報を共有しながら即時対応に努める。
- ・ アンケートを実施し、定期的なチェックを行う。
- ・ 家庭との情報交換を密にし、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ・ いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

- ・ 関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係を迅速かつ的確に調査する。状況によっては、外部機関とも連携する。

(3) 児童生徒、保護者への支援

- ・ いじめられている児童の保護者及びいじている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導助言をする。
- ・ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起ささないよう、継続的に指導援助する。
- ・ いじめた児童が十分に反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導援助にあたる。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめ問題について話し合わせるなど、児童に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを感じ取らせる。
 - ・ からかったり茶化したりする行為は、いじめを助長するものとなること、いじめと同様の行為であることを指導する。
 - ・ いじめがあることを、誰かに知らせる勇気をもつことが大切であることを指導する。
- (5) ネットいじめへの対応
- ・ 児童の生命、財産に等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切な対応を求める。
 - ・ ネットいじめを発見した場合には、学校いじめ・不登校対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- (6) 警察との連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、警察署の生活安全課と連携して対処する。
- (7) 継続的な指導援助
- ・ 単に謝罪で解決したこととせず、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導援助する。
 - ・ 双方の児童や周囲の児童が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるような集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、関係諸機関と連携を図りながら対応していく。
- (2) 学校いじめ・不登校対策委員会を開催し、役割を明確にしながら調査、対応する。
- (3) いじめられた児童やその保護者、いじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時適切な説明をする。
- (4) 当該児童及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会において状況を説明するとともに、解決に向けて協力依頼する。
- (5) 学校いじめ・不登校対策委員会を中心に、速やかに再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

年間指導計画

| 月 | 学校行事 | 児童指導・教育相談 | 各教科等 | 組織活動 |
|----|--|---|---|--|
| 4 | 始業式 入学式 学年始めPTA 1年生と遊ぼう (児童集会) | 児童指導全体計画の作成 児童一覧の作成 乙畑っ子の作成・きまりの周知 前年度からの引き継ぎ 基本方針の確認 縦割り班活動(清掃) | 【特活】 よりよい人間関係の形成 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 | 児童指導部会 児童指導連絡会議(毎週) SC・SSWとの連携(毎月) |
| 5 | 自宅確認 修学旅行 遠足 | Q-Uの実施 支援を要する児童の共通理解 | 【道徳】 生命尊重 思いやり 情報モラル | 児童指導部会 |
| 6 | | アンケートの実施 教育相談週間① 児童支援会議① | 【理科】 生命 | 児童指導部会 学校いじめ・不登校対策委員会 学校評議員会 |
| 7 | 夏休み前PTA 個人懇談 | 夏休み前指導 Q-Uの分析 | 【保健】 生命の誕生 心身の健康 | 児童指導部会 民生委員との懇談会 |
| 8 | | 夏休み後指導 | | 児童指導部会 |
| 9 | | ※長期休業後の児童観察 児童支援会議② | | 児童指導部会 |
| 10 | 終業式 始業式 運動会 4年自然体験教室 | Q-Uの実施 | | 児童指導部会 |
| 11 | ひまわり祭 人権週間 | アンケートの実施 教育相談週間② いじめ0運動 人権教育研修 | | 学校いじめ・不登校対策委員会 児童指導部会 |
| 12 | 感謝の集い 個人懇談(希望) | あいさつ運動(児童会) Q-Uの分析 | | 児童指導部会 |
| 1 | | 休業後の児童観察 児童支援会議③ | | 児童指導部会 |
| 2 | 6年生を送る会 学年末授業参観 | 基本方針の評価・見直し 卒業・進級に向けての引き継ぎ | | 児童指導部会 学校評議員会 |
| 3 | 卒業式 修了式 | 年間記録の整理と振り返り | | 児童指導部会 |

※ケース会議は必要に応じて実施

いじめ・不登校問題が生じたときの緊急的対応マニュアル（簡易版）

矢板市立乙畑小学校

